

# 意見書

平成 13 年 6 月 25 日

情報通信審議会  
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-0001

(ふりがな) とうきょうとみなとくらのもん

住 所 東京都港区虎ノ門3 - 8 - 2 1

(ふりがな) いー・あくせす かぶしきがいしゃ

氏 名 イー・アクセス株式会社

(ふりがな) だいひょうとりしまりやくしゃちょう せんもと さちお  
代表取締役社長 千本 倅生

情報通信審議会議事規則第 5 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 13 年 6 月 12 日付け情審通第 119 条で公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

東日本電信電話会社及び西日本電信電話株式会社の指定電気  
通信設備に関する接続約款の変更案に対する弊社の意見  
- 「Bフレッツ」サービスにおける端末回線伝送機能の接続料の設定 -

## 1. まとめ

弊社はNTT東日本と「Bフレッツ」とのGC局での接続を要望しております。

光ファイバサービスがNTT地域により独占されないように、他事業者が相互接続によりNTT東西と同等のサービスを提供できることが必要です。しかしながら、今回のNTT東西が申請した接続約款案は以下の点が大きな問題となっております。

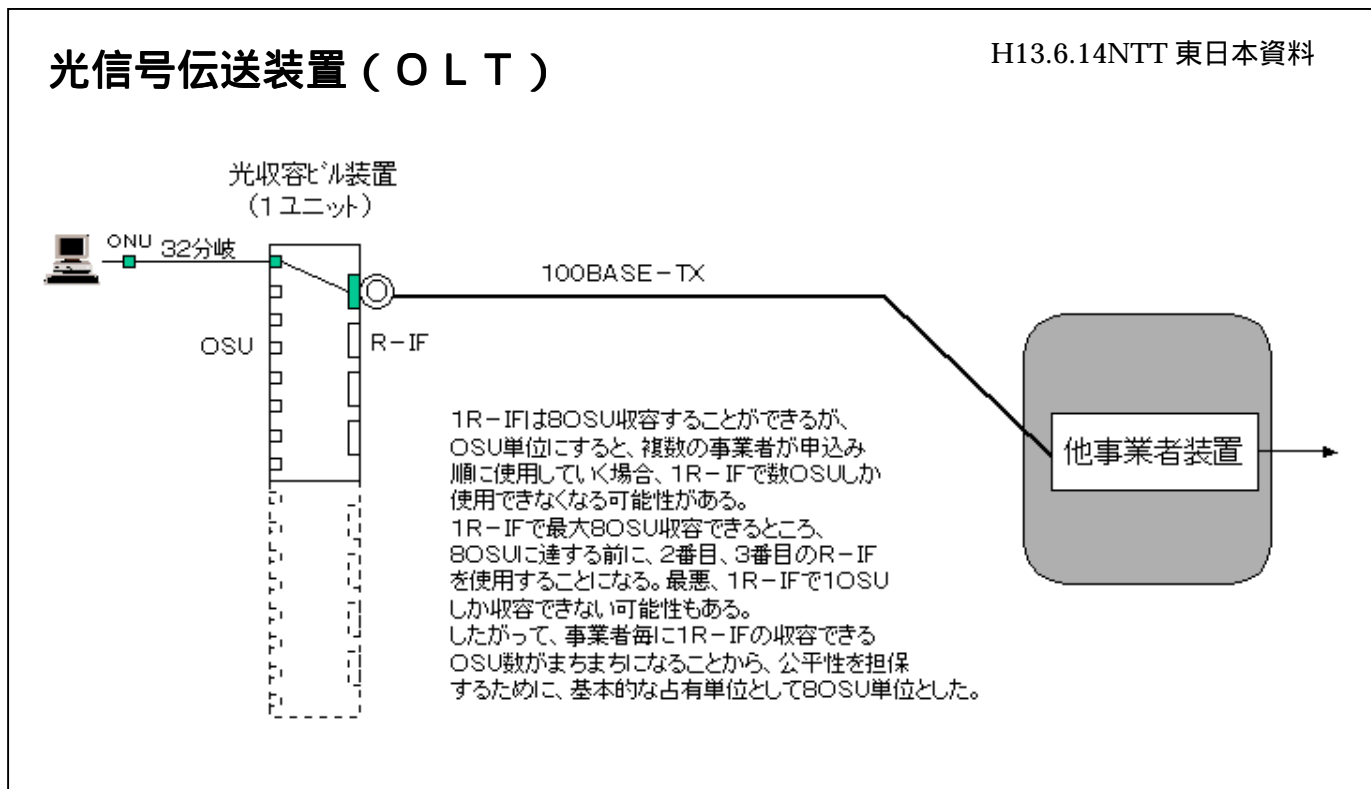
- ・ 一事業者ごとにOLTを専有させるなど、非合理的な接続形態を強要することにより、相互接続のインセンティブを阻害
- ・ 非現実的な利用率を設定することにより、「Bフレッツ」の利用者料金との整合性を無理にとっているが、他事業者が「Bフレッツ」の利用者料金を下回る接続料金で接続することは不可能

仮に、申請内容どおりに認可されるとすれば、相互接続する意味はなく、競合サービスの提供を断念せざるを得ません。

したがって、設備の形態にかかわらず、3,180円/月・回線で接続可能とすることを強く要望いたします。このようにすることにより、NTT東西に設備の合理化インセンティブが働くとともに、非現実的な利用率を設定することなどのリスク負担をNTT東西が自ら負うことにより反競争的価格設定が行われなくなると考えます。

## 2 . 接続約款案に対する弊社意見

### ( 1 ) 光收容ビル装置をOSUごとで利用する場合の接続料算定について



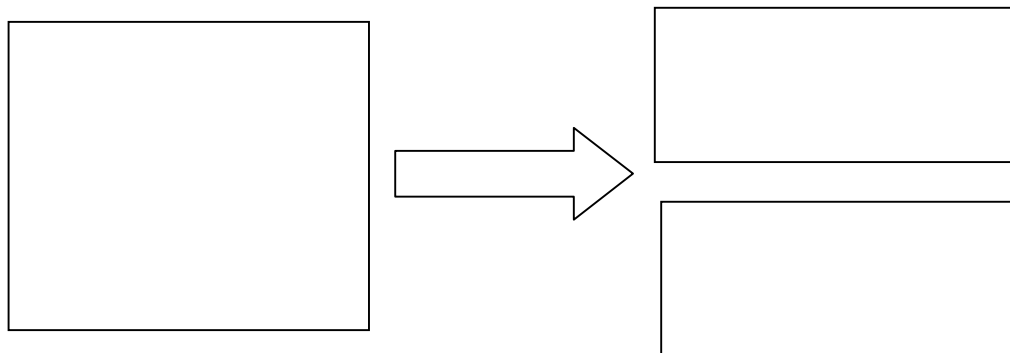
- ・ 接続約款案では各事業者ごとにOLTを専有することとなっています。しかしながら**OLTは事業者ごとにOSU（局内に設置しているONU機能）ごとに利用可能ですので、OSUごとで利用した場合の接続料金の設定を強く要望いたします**。なお、NTT東日本と弊社との間では、OLTを共用してOSUごとで利用するという前提で平成13年3月8日の打合せ以降話を進めていたことを申し添えます。
- ・ NTT東日本は、OLTを専用する理由として「最悪、1R-IFで1OSUしか收容できない可能性もある。したがって、事業者毎に1R-IFの收容できるOSU数がまちまちになることから、公平性を担保するために、基本的な占有単位として8OSU単位とした」としています。しかしながら、公平性を担保するために非合理的な接続形態を強要するという考え方は問題があります。共用する事業者としてはNTT東西に限らず接続事業者同士の共用でもよいと考えますので、OSUごとで利用した場合の接続料金を設定を強く要望いたします。

## ( 2 ) 基本回線と分岐回線の配賦について

### 【光ファイバの将来原価】

光ファイバの将来原価については、現在申請中の光信号端末回線伝送機能の料金と同様の方法により算定。

ただし、基本回線・分岐回線の区別については、取得固定資産比等の配賦方法により分計。



### 加入者回線の原価 ( p . 3 )

	基本回線	分岐回線	合計
原価 ( 百万円 )	920,908	119,080	1,039,986
加算料相当コスト ( 百万円 )	95,444	15,962	111,406
芯線数 ( 千芯 )	17,739	17,739	17,739
1 芯あたりコスト ( 円 / 芯 ・ 月 )	3,878	484	4,362

### 引込分岐点の定義の明確化について

- ・ 接続料算定の「引込分岐点」は局外スプリッタを設置する点であり、配線上にあると認識しております。しかしながら、現在、局外スプリッタの実績はほとんどないため光ファイバコストを適切に配賦する実績値はないと考えます。また、「引込分岐点」は、き線と配線の境界点であるき線点でもなければ、地中ケーブルと架空ケーブルの境界点でもないと思います。NTT東西に「引込分岐点」及び費用配賦で基本回線と分岐回線をどのように区分しているかについて明確にさせていただくとともに、局外スプリッタを設置する点と会計で区分した点とが違うのであれば修正して適正な接続料を算定いただけるよう強く要望いたします。

### 分岐回線の需要想定について

- ・ 局外スプリッタは4分岐の機能を持っていますが、接続料算定では基本回線と分岐回線の回線数が同じであり、分岐回線の需要は考慮されていません。分岐回線の7年間の需要についてどのように考えているのか、算定根拠ではなぜ基本回線と分岐回線と同じ回線数になっているのか、についてNTT東西にご回答いただけるよう要望いたします。

### (3) 利用率の考え方について

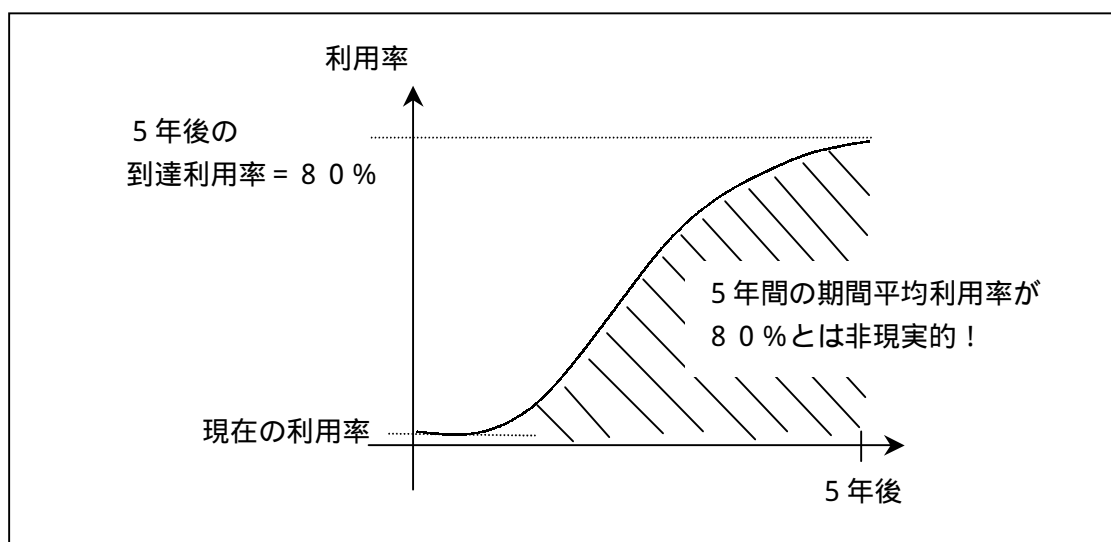
接続事業者が専有する設備に利用率を用いることについて

- ・ NTT東西は、光信号伝送装置、局内スプリッタ、及び局外スプリッタの接続料金に80%の利用率を想定して接続料金を算定しています。しかしながら、これらの装置が接続事業者に専有されるのであれば、利用率は接続事業者ごとに異なるはずであり、接続料金は各接続事業者の利用率とは関係なく設定されるのが正しいと考えます。なお、光ファイバ部分（基本回線および分岐回線）の接続料金では利用率は適用されておらず、正しい算定方法となっております。
- ・ **したがって、接続事業者が専有する設備に関する接続料金を算定する際には利用率を排除した算定（設備1単位ごとの算定）に見直しただけのよう強く要望いたします。**

到達利用率と期間平均利用率の違いについて

- ・ NTT東西は、例えば局外スプリッタの利用率を80%の利用率を想定しています。しかしながら、Bフレッツサービスは今後展開される新しいサービスであり、試験サービスの時点ですら局外スプリッタを設置して4本の分岐回線が1本の基本回線を共用するという実績が全くないと聞いております。このようなことから考えても、利用率が80%となるまでには相当の期間が必要と考えます。
- ・ 一般的にサービスは下図のように徐々に利用率が上昇することから考えても5年後の到達利用率が80%とした場合、算定対象期間である5年間の期間平均利用率が80%となることは非現実的だと考えます。
- ・ **算定根拠に利用率を適用する場合は、期間平均利用率を用いるべきだと考えます。**

(図) 到達利用率と平均利用率の違い



#### 局外スプリッタの利用率について

- ・ 到達利用率と期間平均利用率の違いをNTT東西が認識されていないうえに、局外スプリッタの利用率についてはさらなる疑問を感じます。NTT東西の接続約款案では、局外スプリッタに接続している基本回線の収容比率が80%としており、基本回線1回線につき平均3.2回線の分岐回線が接続しているという想定になっています。NTT東西のプレス資料には「局外スプリッタの設置場所から概ね電柱4本程度の範囲において提供」とありますが、電柱4本分しかカバーできないエリアで全スプリッタの平均利用率が80%と高密度になるというのは非現実的だと考えます。

#### NTT東西の料金算定の見直しおよびチェックについて

- ・ 接続事業者が専有する設備に利用率を適用したり、非現実的な利用率を設定するなど、今回の算定でNTT東西が恣意的に価格をコントロールしているのではないかと疑念を抱かずにおれません。
- ・ 利用率のほか、接続料金については、局内で主配線盤と局内スプリッタ間、局内スプリッタとOSU間を接続する局内光ケーブルのコストが漏れているのではないかと考えます。局内スプリッタ等の内訳を明確にいただき、局内光ケーブルのコストが含まれているのであれば分計が必要と考えます。もしコストが含まれていない場合は、重大な計算ミスとなっておりますので、**NTT東西に見直しして再度適正な接続料金を算定いただけるよう強く要望いたします。**
- ・ また、NTT東西が設備の利用率を高めて低価格でサービスを提供することにはもちろん反対はしませんが、非現実的な利用率を用いるなど故意に低すぎる利用者料金を設定するという行為があるとすれば、略奪的価格設定や、利用者料金と接続料金の関係が不適正となりかねないと考えます。**したがって、接続約款の認可にあたっては、接続料金に比べ今後NTT東西が申請する予定の利用者料金が適正な算定に基づいて行われているかどうかについて厳重なチェックを行っていただけるよう要望いたします。**

## (4) エリア展開について

### 【需要想定の方法】

Bフレッツ加入数の将来需要については、総世帯数予測×インターネット普及率(平成8～12年度のインターネット普及率(総務省調査)をベースにロジスティック曲線を使用)に、光サービスの利用意向率(アンケート結果)を乗じて加入者数ベースの需要を想定し、地域毎のサービス展開時期を考慮して需要を算定。

### エリア展開について

- ・ DSLのコロケーションでも同様の問題がありましたが、どのエリアでサービスが可能かという情報は接続事業者にとって経営問題にかかわる重要な情報ですので、今回の算定で想定したエリア(ビル名)及び展開時期についてNTT東西からご提示いただけるよう強く要望いたします。

### 各ビルごとの接続可能なエリアの明確化について

- ・ また、各ビルごとでの接続可能なエリアは、光ファイバ公開情報の「光ファイバ敷設済み」エリアであれば可能であるなど条件を明記いただけるよう要望いたします。

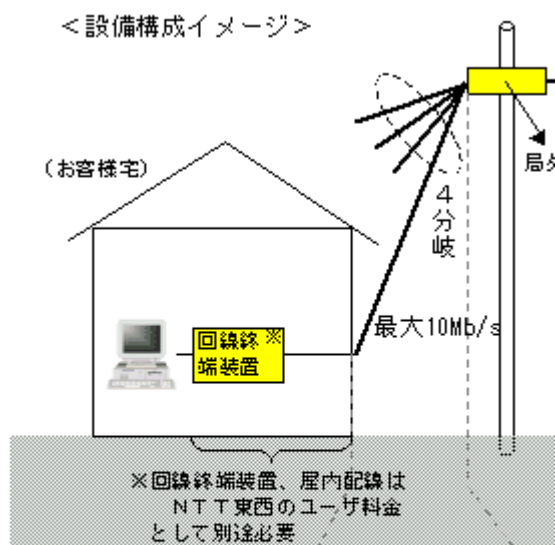
## (5) ファイバ引込工事費・屋内配線

【Bフレッツの説明資料より】

初期工事費 30,000円程度

【プレス資料より】

回線終端装置、屋内配線はNTT東西のユーザ料金として別途必要



区分	光信号分岐端末 回線1回線ごと
接続料金(月額)	642円

(注) 上記の他に回線管理運営費(1光信号分岐端末回線)

- ・ ダークファイバでは調査費用、設計費用、モジュール取付費用等諸経費がかかりますが、この接続料金ではそのような費用は一切不要と理解しております。
- ・ 引込工事や屋内配線工事では、手続や申込から工事までの期間等でNTT東西が提供する「Bフレッツサービス」と今回の接続とを公正に取り扱いいただけるよう強く要望いたします。

## ( 6 ) 故障受付

「故障受付」の定義 = ユーザからの故障申告及び話中調べに関する受付、故障確認を行う試験受付業務に必要な費用及び資産を集計する活動区分。(「接続会計処理手順」より)

加入者線回線の指定設備管理運営費 内訳 (百万円)

	伝送路	試験受付 (再掲)	主配線盤	合計
光	7,7936		1,413	79,349
局外RT (光+メタル)	41,094		437	41,531
メタルほか	869,113		19,562	888,675
合計	988,143	31,780	21,412	1,009,555

試験受付は伝送路のうち再掲

- ・ 故障受付は、「ユーザからの受付」ではありますが、端末回線ファイバ及び今回申請の「Bフレッツ」の接続に関しては、ユーザからの問合せはNTT東西にはないことから、試験受付にかかる費用(約3%)は接続料から除外すべきと考えます。
- ・ なお、試験受付接続事業者は、ユーザからの故障受付を行い、接続事業者で切り分けを行った後、NTT東西側に原因がある場合は保守対応することとしており、保守に関する費用も相当分を支払う契約を行っております。以上の理由で、ドライカップでは試験受付にかかる費用は除外されていることを申し添えます。

## (7) その他

### 最低利用期間について

- ・ 最低利用期間はないと理解しております。

### 料金のアンバンドルについて

- ・ 接続事業者が専有する設備については、各設備ごとの料金をアンバンドルして設備の設置を柔軟に対応いただけるよう要望いたします。なぜなら、接続事業者の判断によりスプリッタを導入するタイミングを指示できるようにすることが、最初の初期接続費を低く抑え、導入を促進させることにつながると考えるからです。